

高岡市 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

高岡市は、産業の下地ともなっている 100 年以上の伝統を有する鋳物鋳造、螺鈿漆芸などの伝統産業をはじめ、現代生活に対応したアルミ、化学、機械、金属など幅広い産業が集積する県内屈指の「ものづくりのまち」である。

現在、17 万人余の人口を有し、富山県西部地域において中心的な役割を担っている。人口推移は 1988 年の 188,782 人をピークに減少傾向にある。

企業の大多数を占める中小企業は、人手不足・後継者不足等の課題に直面しており、このような状況を放置すれば、いずれ産業基盤の消失を招きかねない。この状況を改善するため、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者への事業継承が確実になされる環境を整備する必要がある。

(2) 目標

高岡市では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の実態調査等に基づき導入を促すことで、県西部の中核都市として地域経済を力強く発展させることを目指す。このため、計画期間中に 150 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）の年率 3%以上向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、区域に偏りなく広く中小企業の実態調査等を実現するため、市内全域とする。

(2) 対象業種

本計画において対象とする業種について、本市では、高い技術力を有する製造業を中心に、農林水産業、サービス業などの多様な業種の連関が経済・雇用を支えており、これらの各産業で広く中小企業の生産性向上を実現するため、全業種を対象とする。また、本計画において対象とする事業は、生産性向上に向けた取り組みが新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様であることを踏まえ、労働生産性が年率3%以上に達すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国から本計画の同意を得た日から生産性向上特別措置法の廃止の日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定を確保するため、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、必要な措置を取る。また、健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、必要な措置を取る。